

骨子案に対する意見等への対応について

※区分欄は、Aは検討会の委員から意見があったもの。Bは事務局の調整等により見直しを行うもの。

NO	区分	章	意見の内容	対応案
1	A	全体	<p><骨子案に対する意見の内容 No7> 地方自治法で、県条例に市町村の責務を負わずことは困難とのことだが、この条例は県民の生命、身体、財産の保護に大きな役割を果たすため、地方自治法の規定をこの条例においては除外する特別措置、法整備はできないか。</p> <p><No7に対する考え方への意見> ご意見に対する考え方については、憲法第94条から規定せず、地方自治法の分権の観点から書くことが必要ではないか。</p>	<p>8月24日検討会資料No7のご意見に対する考え方を次のとおり修正したい。</p> <p>(現在案) 憲法第94条により、都道府県は法律の範囲内で条例を作ることができる定められています。地方自治法の規定を除外する特別措置法は、国会を通して作成される法でなければできません。</p> <p>(修正案) <u>地方自治法が基本とする考え方としては、都道府県と市町村との関係は、上下関係や命令監督関係ではなく、対等・協力の関係です。よって、県の条例で、市町村の責務を負わせたり、基本的に新たな事務を生み出すことは記載できません。</u> <u>こうした地方自治法の考え方を除外する特別措置法は、国会を通して作成される法でなければできません。</u></p>
2	A	第2章第1旧建築基準による建築物の耐震性の向上	<p><骨子案に対する意見の内容 No13> 一戸建ての個人住宅では、建築基準法より高い耐震性を持つ住宅が建てられているが、マンションでは、建築基準法の最低基準を満たす程度のものしか建築されていない。軟弱地盤では、揺れが増幅するため、最低基準で建てられたマンションが倒壊し、周辺に影響を与えないか心配。条例では、高知市などの地盤が悪い地域にマンションなどの建築物を建てる場合に、建築基準法より厳しい耐震基準を設定する必要があるのではないか。</p> <p><No13に対する考え方への意見> ご意見に対する考え方については、建築基準法の考えを示すにとどまらず、条例としてどう考えているかを説明する必要があるのではないか。</p>	<p>8月24日検討会資料No13のご意見に対する考え方を次のとおり修正したい。</p> <p>(現在案) 現在の建築基準法における耐震性能は「大地震に対して、建築物にある程度被害で出ても、倒壊には至らないこと」を目的としていますので、現行の建築基準法の基準で建てられた建築物は、地盤条件に応じた安全性の確認がされており倒壊といった被害は出ないとされています。</p> <p>(修正案) 現在の建築基準法における耐震性能は「大地震に対して、建築物にある程度被害が出ても、倒壊には至らないこと」を目的としていますので、現行の建築基準法の基準で建てられた建築物は、地盤条件に応じた安全性の確認がされており倒壊といった被害は出ないとされています。 <u>この条例は、そのことを前提に作成していますので、この条例で新たな耐震基準を設けるという考えに立っていません。</u></p>
3	B	第5章第2屋内における家具等の安全性の向上	<p><骨子案に対する意見の内容 No19> 都市ガスについてガス漏れのおそれがある場合、緊急避難として住民で、ガス管の弁を締めてガスを止めたいが、そういうのに対応できる条文を入れてほしい。</p> <p><No19に対する考え方への意見> ご意見に対する考え方に、あえて、特定の事業者名を出す必要はないのではないか。</p>	<p>8月24日検討会資料No19のご意見に対する考え方を次のとおり修正したい。</p> <p>(現在案) 地震時における都市ガスの緊急対策としては、四国ガス(株)の場合、</p> <p>(修正案) 地震時における都市ガスの緊急対策としては、<u>県内の都市ガス事業者</u>の場合、</p>

NO	区分	章	意見の内容	対応案
4	B	第1章第5 事業者の 責務	<p><骨子案に対する意見の内容 No73></p> <p>・事業者は、地震発生後には、事業を継続するよう努力することは当然のことで、あえて、事業者の責務に、そのことを規定する必要があるのか。</p> <p>・第5の1項と2項が同じような内容になっているので、読みやすいように修正する必要があるのではないのか。</p> <p>・事業者の責務として、周辺の人の救助にあたることも規定すべきでないか。</p> <p><No73に対する考え方への意見></p> <p>地震発生後の対応として、事業者が事業継続に努めることは当然のことで、あえて責務にそのことを規定する必要はないとの考えから、骨子案から、削除しているが、事業を継続するために事前の対策を行っていても、想定できない事態が発生して、事業を継続することが困難な状況になることは、過去の震災の事例をみても、明らかである。事業者の最も重要な責務は、事業を継続することにあるため、地震発生後においても、事業者に対して事業継続することを求めることは、重要と思う。</p>	<p>8月24日検討会資料No73のご意見に対する考え方を次のとおり修正したい。</p> <p>事業者が、地震発生後も事業を継続するためには、何よりも事前の備えが重要ですが、雇用や地域経済への影響を最小限に抑えるためにも、地震が発生したときは、事業活動に不可欠な機能を回復するために必要な措置をとることが重要と考えます。</p> <p>併せて、地域と協力して避難誘導や救助活動などにあたる必要もありますので、地震発生前と地震発生後における事業者の責務の表現の見直しも併せて、第1章第5の事業者の責務</p> <p>「1 事業者は、その社会的責任を自覚し、震災から事業所内の人の生命、身体を守り、自らの施設、設備等による周辺の居住者等への被害を最小限に抑え、地震発生後も事業の継続を行うため、あらかじめ自らが管理する施設、設備等の安全性の確保や震災への対応力の向上等の被害の軽減のために必要な備えを行うよう努めなければいけません。</p> <p>2 事業者は、地震が発生したときは、事業所内及びその周辺地域の被害を最小限に抑えるため、地域の自主防災組織及び周辺の居住者等と協力して、避難誘導、救助活動、消火活動等の活動を積極的に行うとともに、事業活動に不可欠な機能を回復するために必要な措置をとるように努めなければいけません。」と修正します。</p>
5	A	第1章第6 県の責務	<p><骨子案に対する意見の内容 No74></p> <p>第1章第3基本理念の(4)では、県自らが、社会基盤の整備を行うよう規定しているが、県の責務では、南海地震対策を推進するだけでなく、具体的な規定がない。県の責務でも、ハード対策について規定する必要があるのではないのか。</p> <p><No74に対する考え方への意見></p> <p>現在、実施しているハード対策もあるので、県の責務に規定することは問題ないのではないのか。ただ、様々なハード対策があるが、全てのハード対策ができるわけではないので、規定するにあたっては、誤解のないように表現することが必要。</p>	<p>この条例は、第1章の総則で、条例の全体にかかる基本理念や基本理念を実現するための各主体(県民、事業者、県)の基本的な責務などを明記し、具体的に取り組む中身は、第2章以降に規定する構成としていますので、県の責務では、この基本理念を実現するために、組織と機能のすべてをあげて、計画的に進めていくという基本的な方向付けを規定し、ハード対策など具体的な取組は、第2章以降に規定することにしたいと考えます。</p>

NO	区分	章	意見の内容	対応案
6	A	第9章第2節第6 災害時要援護者の情報の把握と適正な取扱い	<p><骨子案に対する意見の内容 No78> 第6では、まず先に、災害時要援護者の方から、訓練などに参加し支援を求めるよう規定されているが、災害時要援護者は、なかなか参加できないことが想定されるので、支援者側から先に規定すべきではないか。</p> <p><No78に対する考え方への意見> 条例のスタイルとして自助→共助→公助という順で規定しており、災害時要援護者への支援についても、自助からスタートすべきではないかということで、災害時要援護者自らの努力を先に規定した。ただ、支援者側からの支援の仕組みが先にないと、現実には、災害時要援護者側からは支援を求める先も分からないため、第9章第2節第6の1と2の順を入れかえても支障がないと思う。</p>	<p>8月24日検討会資料No78のご意見に対する考え方を次のとおり修正したい。</p> <p>(修正案) 災害時要援護者の情報の把握にあたっては、災害時要援護者本人から支援者に支援を求める方法と、支援者側から災害時要援護者に働きかける方法があります。</p> <p>骨子案では、災害時要援護者であっても、すべて支援者に頼るのではなく、自らの命を守るためには、自らが備え、自ら支援を求めるなど、自ら努力することが大切であり、その意識を持つことが重要であるという理由から、まず、災害時要援護者側から支援に必要な情報を提供することを規定しました。</p> <p>しかし、いづどこで地域の防災活動が行われるか、誰に支援を求めればよいかなどの情報が提供されなければ、災害時要援護者の方に、地域の防災活動への参加や自らの情報の提供を求めることは、現実的でないと思われますので、第6章の1と2の順序を入れ替えて、支援者側から規定するよう修正します。</p> <p>併せて、第6の見出しを、「災害時要援護者の情報の把握と適正な取扱い」を「災害時要援護者の把握と個人情報情報の適正な取扱い」に修正します。</p>
7	A	第9章第2節第6 災害時要援護者の情報の把握と適正な取扱い	<p><骨子案に対する意見の内容 No79> 災害時要援護者の中には、難病患者の方など、地域の防災活動に参加できない人もいると思うが、そういう人は、家族が行うことになるのではないか。</p> <p><No79に対する考え方への意見> 地域の防災活動等に自主的に参加すべき人に「家族」を追記しているが、災害時要援護者との関係でもっと広がりをもった言葉にすべきでないか。</p>	<p>一人暮らしの寝たきりの方で、家族がいない方については、介護者や近所の方が本人や家族にかわって、地域の防災活動等に参加したり、支援に必要な情報などを支援者に提供することも考えられますが、こうした協力は、共助の意志によるもので、支援ネットワークを構成する支援者としての立場と重なることから、条例では、災害時要援護者側からの求めは、災害時要援護者とその家族の範囲で規定することとしたい。</p>

NO	区分	章	意見の内容	対応案
8	A	第1章第7 市町村の 役割	<p><その他の意見> 条例では、県民の方からの意見にもあるように、市町村の役割が弱いように感じる。このため、条例で、「県は、市町村が本条例に基づき、積極的に南海地震対策に取り組むことを求めていく。」と規定できないか。</p>	<p>条例に、県の立場から、市町村に求めることを規定することは可能ですが、その場合には、求めるに当たって可能な支援なども考え、何をどのように求めるのかを、具体的に規定する必要がありますので、南海地震対策に取り組むというように、総論で規定することは適当でないと考えます。</p> <p>県の責務としては、第1章第6の1に、県は、組織と機能のすべてをあげ、市町村、国等の防災関係機関と密接に連携しながら、南海地震対策を計画的に推進することを規定しており、市町村に積極的に南海地震に取り組んでいただくことは、この規定に反映されているものと考えていますので、このままの表現としたい。</p>
9	A	第9章第2 節第5 災害時要 援護者へ の啓発と 支援	<p><その他の意見> 「災害時要援護者の特性」の特性の前に、言葉がないと、意味することが伝わらないのではないか。</p>	<p>「災害時要援護者の特性」の具体を例示するとすれば、「災害時要援護者の情報の受発信、移動又は適切な判断の困難性、薬剤使用又は医療処置の必要性等の特性に配慮した」というように長くなってしまふ。内閣府の災害時要援護者の避難対策に関する検討会の報告書などでも、「災害時要援護者の特性」という表現が使われているため、このままの表現としたい。</p>